

福井地方最低賃金審議会 第3回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和6年8月1日(木) 10:00~12:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎 14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)  
労働者代表委員 3名(定数3名)  
使用者代表委員 3名(定数3名)

4 議題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

労働者代表委員からは、

- ・ 若者の価値観は多様化し、人手不足にあつて、賃金を上げていかないと人が来ない現状にある。昨日、使用者委員が例とした中小企業の募集賃金1,300円は、全くそのとおりである。そういう危機意識を持つ企業は良いが、そうでない企業は廃業等に至ってしまう。一定の引上げを行い、価格転嫁を本気で考えてもらう必要がある。
- ・ 価格転嫁の状況は、全くできていない割合は、確かに一定程度あるが、逆に、価格転嫁ができているとする割合も見て取れる。
- ・ 賃金増額分の原資を賞与等の一時金で賄うということは、今のところ、そういう傾向にないと認識している。
- ・ 改正額は、労働者の生計費、特に最低賃金の近くで働く人の生計費に注目せざるを得ず、昨年最低賃金を43円引き上げても、実質賃金が25か月連続で低下している事実がある。
- ・ 消費者物価地域差指数では、全国平均を100とした場合、福井は99.1(令和5年)であり、全国加重平均1,004円に置き換えれば、福井県最低賃金の水準は低い。
- ・ 改正額としては、福井県最低賃金の引上げ額を69円とし、1,000円に到達するよう求める。

旨の発言があつた。

使用者代表委員からは、

- ・ 企業は賃金を上げたいと思っているが、原資は利益の中から分配していくことが基本で、4年連続で過去最大となる引上げが続いていることが異常であり、あまりにも急激な引上げが通常の企業経営に影響があることは間違いない。
- ・ 福井商工会議所の調査した結果では、価格全体としての転嫁率は3割しかできておらず、これは非常に大きな数字である。
- ・ 資料に基づくと、令和6年5月の消費者物価指数は106.8で同年同月比プラス2.6%であり、昨年は非常に物価が高騰したが今年は落ち着いている。賃金改定状況調査結果の第4表においてBランクの賃金上昇率は2.4%、連合福井が発表した春季賃金妥結状況は全体で5.1%だが、中小企業に着目すると3.16%である。6割が業務改善できておらず、賃上げは防衛的賃上げである。一方で企業の支払い能力をみると、国内企業物価指数は令和2年を100として令和6年6月は122.7と高止まっている。よって、これらの指標を基に総合的に考慮し2～3%程度の引上げが妥当。
- ・ 改正額としては、福井県最低賃金の引上げ額を30円とするよう求める。

旨の発言があった。

公益代表委員からは、

- ・ どういう要素を基に改正額を考えるか検討していただきたい。納得感を持って結論を出すことが大切であり、次回までに、歩み寄れるかどうか考えてほしい。

旨の発言があり、閉会。

議題（2）について

特になし。